

事務連絡
平成20年7月8日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県病院事業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市病院事業担当課
各関係一部事務組合
各関係広域連合
(都道府県・指定都市が加入するもの)

} 御中

総務省自治財政局地域企業経営企画室

公立病院に関する財政措置のあり方等に係る意見照会について

当省では、去る7月1日、「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」を設置し、公立病院に関する今後の地方財政措置のあり方等について、有識者及び公立病院関係者の意見を伺い、別添の検討課題等について検討することとしています。

つきましては、検討会に係るホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_ke_nkyu/kenkyu/hospital/index.html) をご参照の上、貴団体において本件についてご意見等がございましたら、別紙の様式に記入の上、平成20年7月29日（火）までに下記担当まで電子メールにて提出いただくようお願いします。（意見等がない場合においてもその旨ご連絡ください。）

なお、都道府県市町村担当課にあっては、管内市町村分（指定都市は除く。）について、とりまとめた上で、ご回答いただくようお願いします。

担当

地域企業経営企画室 月森、原

電話：03-5253-5642

FAX：03-5253-5644

e-mail : r.tsukimori@soumu.go.jp

「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」 における主な検討課題

- いわゆる「不採算地区病院」など過疎地等における病院及び診療所に係る地域医療確保のために必要な財政措置
 - 市町村合併の進展を踏まえた「不採算地区病院」の要件の見直しを含む。
- 産科、小児科、救急医療等に関する財政措置
 - 採算性が低く、近年、医療提供体制の確保に困難を生じている医療分野における的確な財政措置如何。
- 公立病院の経営形態多様化を踏まえた財政措置
 - 現状では、指定管理者制度導入、地方独立行政法人化の場合は公立病院と同等の財政措置。民間譲渡後の民間病院、日赤等の公的病院等への地方公共団体からの助成についてどう考えるか。
- その他公立病院に関する財政措置のあり方全般 等
 - 「公立病院改革ガイドライン」に掲げた既存の地方財政措置の見直し（病院建物の建築単価の上限設定、「病床数」への病床利用率の反映等）を含む。

(別紙様式)

都道府県名
市町村名
担当者名
連絡先

項目	意見
1 いわゆる「不採算地区病院」など過疎地等における病院及び診療所に係る地域医療確保のために必要な財政措置について	
2 うち市町村合併の進展を踏まえた「不採算地区病院」の要件の見直しについて	
3 産科、小児科、救急医療等に関する財政措置について(採算性が低く、近年、医療提供体制の確保に困難を生じている医療分野における的確な財政措置について)	
4 公立病院の経営形態多様化を踏まえた財政措置について(現状では、指定管理者制度導入、地方独立行政法人化の場合は公立病院と同等の財政措置。民間譲渡後後の民間病院、日赤等の公的病院等への地方公共団体からの助成についてどう考えるか。)	
5 その他公立病院に関する財政措置の方針について	
6 うち普通交付税の対象とする病院建物の建築単価の上限設定について	
7 うち病床数に応じた普通交付税措置増額を今後病床利用率の状況を反映することについて	

各課題についての意見の要旨を記入し、具体的な財政措置(財政需要額の算定方法)の提案や関係資料等があれば、別途添付されたいこと。

集計表1

先名名名課者當當連担担道府県

集計表2

名先絡
名課者
名道當
名府道

市町村名	2 うち市町村合併の進展を踏まえた「不採算地区病院」の要件の見直しについて

集計表3

先名名名縣課者當道都擔連

市町村名	3 産科、小児科、救急医療等に関する財政措置について(採算性が低く、近年、医療提供体制の確保に困難を生じている医療分野における的確な財政措置について)

集計表4

先名名名縣課者連擔擔當當道府都

市町村名	4 公立病院の経営形態多様化を踏まえた財政措置について (現状では、指定管理者制度導入、地方独立行政法人化の場合は公立病院と同等の財政措置。民間譲渡後の民間病院、日赤等の公的病院等への地方公共団体からの助成についてどう考えるか。)

集計表5

先絡者課當道府縣名名名

市町村名	5 その他公立病院に関する財政措置のあり方全般について

集計表6

先名名名縣課者當當道府都擔連

集計表7

名先連絡者課當道府縣